

生野区くらしリセット連絡会議設置要領

(目的)

第1条 大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例（平成26年3月1日制定）の適用に関わらず、生野区において、住居における物品等の堆積により健康かつ快適な生活を送ることが困難な事案について、関係機関が集まり、その解決方策や見守り手法等の検討を行うとともに、情報共有を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 生野区くらしリセット連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、座長及び構成員で組織する。

- 2 座長は生野区役所 副区長をもって充てる。
- 3 連絡会議の構成員は、別表に掲げる者とする。
- 4 座長は別表に掲げる者以外の関係機関、及び地域代表者など事案に応じて必要な関係者を参加させることができる。

(会議の開催)

第3条 連絡会議は、概ね2か月に1回座長が招集して開催する。

- 2 連絡会議は、再発防止に向けた対応を視野に入れ、堆積者への対話と説得に十分留意して検討、調整等を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 構成員は、正当な理由なく、連絡会議で知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、その任を退いた後も同様とする。

(事務局)

第5条 連絡会議に係る庶務は、生野区役所 地域まちづくり課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の開催に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

別表

生野区役所 地域まちづくり課
生野区役所 保健福祉課
大阪市生野区社会福祉協議会
生野区地域包括支援センター
東生野地域包括支援センター
鶴橋地域包括支援センター
巽地域包括支援センター
生野区障がい者基幹相談支援センター